

議第74号 グリーンヒル郷原設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

グリーンヒル郷原において指定管理者が行う業務に、市民農園の使用の許可に関する業務を追加するための規定の整備をするものです。

2 改正の内容

グリーンヒル郷原の施設に係る使用の許可に関する業務のうち、宿泊、研修、多目的広場等に係るものについては、指定管理者が行っていますが、市民農園については、その使用者に対する農業指導や相談業務を本市の職員が行うことから、使用の許可に関する業務についても本市で行うこととしています。

しかし、施設の使用の許可の申請窓口が分かれているため、市民農園の使用の許可の申請者が、申請に係る問合せ等を間違えて指定管理者にするなど、当該申請者に不便を来しています。

このため、施設の使用の利便性の向上を図ることを目的として、指定管理者が行う業務に、市民農園の使用の許可に関する業務を追加します。

なお、当該許可に関する業務は、次期指定管理者の指定から指定管理者の行う業務とし、農業指導等については、引き続き本市の職員が行います。

3 使用状況

年度	一般用区画（件）			身体障害者用区画（件）		
	新規許可	継続許可 [※]	合計	新規許可	継続許可 [※]	合計
H29	49	35	84	0	0	0
H30	42	42	84	0	0	0
R元	49	35	84	0	0	0

（区画数及び面積：一般用95区画 10㎡・身体障害者用5区画 5㎡）

※ 新規の申請に係る許可を受けた日から許可期間満了日まで引き続き使用をした者から継続使用の申請があったときには、許可期間満了日の翌日から1年に限り、継続して使用を許可することができます。

4 施行期日

令和3年4月1日